

令和2年4月20日

保育所（園）・認定こども園
地域型保育事業所
を利用する保護者の皆様

土浦市長 安藤 真理子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設利用の自粛のお願いについて
(4月16日の緊急事態宣言を受けた再度のお願い)

日頃から、土浦市保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、保育施設での感染拡大を防止するため、4月8日付で家庭保育が可能な方へ、保育施設利用の自粛をお願いさせていただき、現在、施設平均で4割程度、最大で9割の登園自粛のご協力いただいている状況になっております。皆様のご理解とご協力に改めて感謝申し上げます。

そのような中、4月16日に発出された緊急事態宣言により、対象地域が全国に拡大され、茨城県は特に重点的に感染拡大防止に取り組む必要がある「特定警戒都道府県」に位置付けられました。つきましては、保育施設の感染リスクを抑えるため、再度自粛のお願いをさせていただきます。

今後、市内に感染が広がれば、原則休園（医療従事者や社会の機能を維持するために必要な事業者の従事者のみ通園可）の要請に踏み切らざるを得ない可能性もございます。そのような状況を避けるためにも、皆様による感染拡大防止のご協力（人との接触機会の減少）が必要不可欠となっておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても今後の状況により、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

記

【再度掲載いたします】

1 自粛要請期間

令和2年4月8日（水）～令和2年5月6日（水） ※延長の可能性がございます

2 対象施設

市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

自粛要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方向で検討しております。詳細が決定次第、御案内いたします。

※利用者負担額のみが対象となります。実費徴収については、この取扱いの対象外です（各施設での対応）。

4 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月を超えて、登園しない場合は退園となりますが、当期間中の欠席は対象としません。

問合せ先
土浦市保健福祉部こども福祉課
[TEL:029-826-1111](tel:029-826-1111)